

「指定介護老人福祉施設」重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定第2871100125号)

当施設は契約に対して指定介護老人施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 聖隷福祉事業団
- (2) 法人所在地 静岡県浜松市中区元城町218-26
- (3) 電話番号及びFAX番号 電話 053-413-3300
FAX 053-413-3314
- (4) 代表者氏名 理事長 青木善治
- (5) 設立年月日 1952年 5月 17日
- (6) ホームページアドレス <http://www.seirei.or.jp/hq/>

2. ご利用施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 3階建て
- (2) 建物の延べ床面積 3617.64㎡
- (3) 併設事業

事業の種類	兵庫県知事の事業者指定	利用定員
短期入所生活介護	兵庫県2871100232号	17名
短期入所	兵庫県2811101589号	空床型

(4) 施設の周辺環境

当施設は六甲国立公園の一角にあり、四季折々の花と緑と小鳥のさえずりに囲まれ、おいしい空気と水に恵まれ、夜には大阪を中心とする宝石をちりばめたような素晴らしい夜景も楽しめる、閑静な場所に建っております。

3. ご利用施設

- (1) 施設種類 指定介護老人福祉施設
2000年4月1日指定 兵庫県2871100125号
- (2) 施設目的 指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自律した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉サービスを提供します。
この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 宝塚栄光園
- (4) 施設の所在地 宝塚市ゆずり葉台3丁目1番2号
交通機関 阪急電鉄 逆瀬川駅下車→阪急バス エデンの園行き終点
(約15分)
- (5) 電話番号及びFAX番号 電話 0797-71-1151
FAX 0797-77-3072
- (6) 施設長（管理者）氏名 園長 萬雲 房美
- (7) 当施設の運営方針
施設は、サービス計画に基づき、可能な限り在宅における生活への復帰を頭において、入浴、排泄、食事の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の介護を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とする。
また、施設は利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護老人福祉施設サービスの提供に努める。
- (8) 開設年月 1979 年 4 月 1 日
- (9) 入所定員 7 0 名

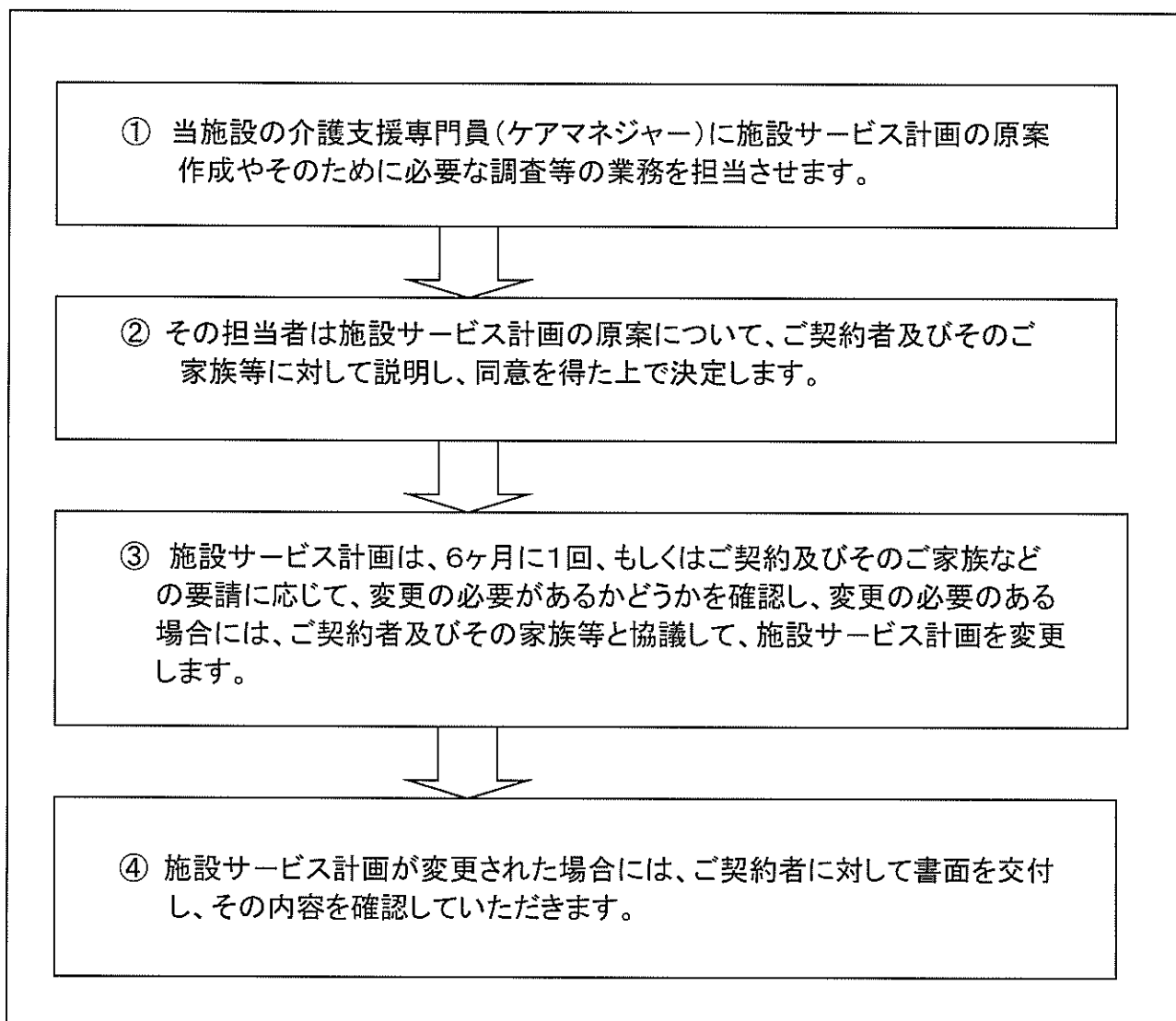
4. 施設利用対象者

- (1) 当施設に入所できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要介護3」以上と認定された方が対象となります。
ただし、「要介護1,2」の方において、やむを得ない事情等、厚労省の定める特例入所の要件に該当すると判定された場合は施設利用対象者となります。
また、入所時において「要介護」の認定を受けておられる入所者であっても、将来「要介護」認定者でなくなった場合は、退所していただくこととなります。
- (2) 入所契約の締結前に、事業者から契約者に対し感染症等に関する健康診断書の提出をお願いする場合があります。
このような場合には、ご契約者は、これにご協力くださるようお願いいたします。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方法については、入所後作成する「施設サービス計画(ケアプラン)」で定めます。

「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通りに行います。
(契約書第2条参照)



6. 居室の概要

(1) 居室等の主な概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として契約者の心身の状況を確認して施設にて決めさせていただきますが、個室など他の種類の居室への入居をご希望される場合は、その旨お申し出下さい。但し、ご契約者の心身の状況や居室の空き状態によりご希望に沿えない場合もあります。

居室・設備の種類	室 数	備 考
個室（1人部屋）	10 室	一人当りの面積 18.77㎡
2人部屋	3 室	一人当りの面積 9.81㎡
4人部屋	14 室	一人当りの面積 9.16㎡ (短期入所の居室も含む)
合 計		27 室
食 堂	4 室	2, 3階 喫茶コーナー
浴 室	2 室	2, 3階 一般浴室、機械浴室
医務室	1 室	2 階
静養室	4 室	2階 2ベッド 3階 2ベッド
看護室	1 室	2 階
調理室	1 室	2 階
相談室	1 室	1 階
霊安室	1 室	1 階
介護員室	2 室	2 , 3 階

☆居室変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

☆ 居室に関する特記事項

全室空調設備が完備しています。各室すべてベッドとなっています。
各ベッド脇には、専用の物入れがありますので、入居の際、持ち込みの必要はありません。ただし、自宅で使い慣れた家具等は、広さの範囲内で持ち込み頂けます。

☆ 居室に係る料金は以下の通りとします。

居室別料金表

居室の別	基準費用額
多床室	970円
従来型個室	1,390円

7. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護老人施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

< 主な職員の配置状況 > 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	指定基準	配置人員
1, 施設長（管理者）	1 名	1 名
2, 介護員	21 名	21名以上
3, 看護職員	3 名	3 名
4, 生活相談員	1 名	1 名
5, 機能訓練指導員	1 名	1 名
6, 介護支援専門員	1 名	1 名
7, 医 師	必 要 数	必 要 数
8, 管理栄養士	1 名	1 名

< 配置職員の職種 >

介護職員

… ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。

看護職員

… 主にご契約者の健康管理の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

※介護職員と看護職員の合計は70名の利用者に対して3対1以上（常勤換算）を配置しています。

生活相談員

…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
2名の生活相談員を配置しています。

機能訓練指導員

…ご契約者の機能訓練の指導、助言を行います。1名 看護職員を機能訓練指導員として配置しています。

介護支援専門員

…ご契約者に係わる施設サービス計画（ケアプラン）を作成
します。

医 師

…ご契約者に対して、健康管理及び、療養上の指導を行います。1名の
嘱託医師を配置しています。
その他、1名の精神神経科非常勤医師を配置しています。

栄養士

…ご契約者の栄養面での管理・指導を行います。
1名の管理栄養士を配置しています。

8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。
当施設が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| 1. 利用料金が介護保険から給付される場合
2. 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

【 1 】 介護保険の給付の対象となるサービス（ 契約書第3条参照 ）

以下のサービスについては、利用料金の大部分（通常9割、または、8割）が介護保険から給付されます

< サービスの概要 >

① 食事

- ・ 当施設は管理栄養士のたてる献立表により、栄養並びにご契約者の身体
の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食事をとっていただくことを原則としています。
- ・ 食事場所についてはご希望があれば相談下さい。
- ・ 食事時間については以下の時間内で自由に対応できます。

（ 食事時間 ）

朝： 8時 ～ 10時 昼食： 12時 ～ 14時 夕食： 18時 ～ 20時

② 入浴

- ・ 入浴又は清拭を週2回行います。
- ・ 寝たままでも入浴ができる寝台浴槽を使用して入浴することができます。

③ 排泄

- ・ ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 機能訓練指導員または看護職員、及び看護職員の指導により、介護員が、ご契約者
の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復または、自律支援
をするための訓練を実施します。

⑤ 健康管理

- ・ 医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥ その他自律への支援

- ・ 体調に合わせて、できるかぎり離床に配慮します。
- ・ 生活リズムを考え、毎朝夕の着替えを行います。
- ・ 口腔内の清潔を保つために、毎日口腔ケアを行います。
- ・ 清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦ 定例行事及び施設として提供するレクリエーション等

サービス利用料金表

【要介護度に応じたサービスの利用料金となります】

(2021年8月1日改定)

	部屋種別	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
1. 契約者の要介護度とサービス利用料金	従来型個室 又は多床室	6,793	7,599	8,441	9,247	10,041	
2. うち、介護保険から給付される金額	従来型個室又は、多床室	1割	6,113	6,839	7,596	8,322	9,036
		2割	5,434	6,079	6,752	7,397	8,032
		3割	4,755	5,319	5,908	6,472	7,028
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	従来型個室、又は多床室	1割	680	760	845	925	1,005
		2割	1,359	1,520	1,689	1,850	2,009
		3割	2,038	2,280	2,533	2,775	3,013
4. 居住費	従来型個室	1,390					
	多床室	970					
5. 食費	1,500						
6. 自己負担計(3+4+5)	従来型個室	1割	3,570	3,650	3,735	3,815	3,895
		2割	4,249	4,410	4,579	4,740	4,899
		3割	4,928	5,170	5,423	5,665	5,903
	多床室	1割	3,150	3,230	3,315	3,395	3,475
		2割	3,829	3,990	4,159	4,320	4,479
		3割	4,508	4,750	5,003	5,245	5,483

※ 上記金額に、体制加算Ⅰ（施設全体が適用を受けるため、入居者全員に適用される項目）の中で適用されるものが加算されます。

【加算Ⅰ】

体制加算 内容	料金(概算)	適用条件(概略)
日常生活継続支援加算	1割 43円/日	①新規入居者の割合が要介護度4~5の方が70%以上、又は認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が65%以上。又は現入居者の吸引等必要者数が15%以上。 ②介護福祉士有資格者数一定以上
	2割 86円/日	
	3割 129円/日	
看護体制加算(Ⅰ)	1割 5円/日	常勤の看護師 1名以上配置。
	2割 10円/日	
	3割 15円/日	
看護体制加算(Ⅱ)	1割 10円/日	人員基準配置数より 1名以上の配置。看護職員との連携による 24時間の連絡体制。
	2割 19円/日	
	3割 29円/日	
夜勤職員配置加算(Ⅰ・Ⅱ)	1割 16円/日	夜勤時間帯に人員基準配置数より、1名以上上回った配置、かつ夜勤時間帯を通じて喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。
	2割 31円/日	
	3割 47円/日	

夜勤職員配置加算 (Ⅲ・Ⅳ)	1割	19円/日	夜勤時間帯に人員基準配置数より、1名以上上回った配置、かつ夜勤時間帯を通じて喀痰吸引等の実施ができる介護職員を配置していること。
	2割	38円/日	
	3割	57円/日	
精神科医療養指導 加算	1割	6円/日	精神科を担当する医師が月2回以上療養指導を実施している場合。
	2割	12円/日	
	3割	18円/日	
サービス提供体制強 化加算(Ⅰ)	1割	27円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士有資格者を80%以上又は、勤続10年以上介護福祉士35%以上配置していること。
	2割	53円/日	
	3割	79円/日	
サービス提供体制強 化加算(Ⅱ)	1割	22円/日	介護職員の総数のうち、介護福祉士有資格者を60%以上配置していること。
	2割	43円/日	
	3割	64円/日	
サービス提供体制強 化加算(Ⅲ)	1割	8円/日	介護福祉士の総数が50%以上、または、常勤職員が75%以上、または、勤続7年以上の職員が30%以上、のいずれかに該当している場合。
	2割	15円/日	
	3割	22円/日	
障害者生活支援体 制加算(Ⅰ)	1割	31円/日	視覚、聴覚、若しくは言語機能に重度の障害がある者又は重度の知的障害者若しくは精神障害者の数が15人以上又は入所障害者数が入所者総数の30%以上かつ常勤の障害者生活支援員1名以上配置していること。
	2割	62円/日	
	3割	93円/日	
障害者生活支援体 制加算(Ⅱ)	1割	49円/日	入所障害者数が入所者総数の50%以上かつ常勤の障害者生活支援員2名以上配置していること。
	2割	98円/日	
	3割	146円/日	
科学的介護推進体 制加算(Ⅰ)/月	1割	48円/月	入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況、その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚労省に提出しデータベースから必要な情報を活用した場合。
	2割	95円/月	
	3割	143円/月	
科学的介護推進体 制加算(Ⅱ)/月	1割	60円/月	上記(Ⅰ)且つ、疾病の状況や服薬情報などの情報を厚労省に提出した場合。
	2割	119円/月	
	3割	178円/月	
安全対策体制加算 (入所者1人につき 1回を限度)	1割	24円/回	外部の研修を受けた担当者が配置され、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合(入居時に1回)
	2割	48円/回	
	3割	72円/回	
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	経験若しくは資格等に応じた昇給や、一定基準に基づいた定期昇給を判定する仕組みを設けて、介護職員の賃金改善に関する計画を策定し、賃金改善以外の処遇改善への届出等のある場合。 介護報酬総単位数×0.083(8.3%)		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員処遇改善加算を算定の上で、特定介護職員等への賃金改善等の実施内容を届出し、内容等について公表している場合。且つ、サービス提供体制加算又は日常生活継続支援加算該当施設。 介護報酬総単位数×0.027(2.7%)		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	介護職員処遇改善加算を算定の上で、特定介護職員等への賃金改善等の実施内容を届出し、内容等について公表している場合。 介護報酬総単位数×0.023(2.3%)		

上記以外でサービスに応じて加算Ⅱ(入居者個人が適用を受けるため、個別に適用を受ける項目)が追加される場合があります。

【加算Ⅱ】該当する方に随時適用されます。

個別加算 内容	料金(概算)	適用条件(概略)
外泊時費用	1割	入所者が入院、外泊した場合。 (期間中6日間を限度とし月を跨ぐ場合は最大12日)
	2割	
	3割	

在宅サービスを利用したときの費用	1割	664円/日	外泊時に施設より提供される在宅サービスを利用した場合 6日/1ヶ月を限度とする。
	2割	1,328円/日	
	3割	1,992円/日	
初期加算	1割	36円/日	新規入所及び30日を超える入院から退院した場合、30日加算。
	2割	72円/日	
	3割	107円/日	
再入所時栄養連携加算	1割	238円/回	入院し、食事内容が施設と大きく異なる栄養管理が必要になった場合、管理栄養士が医療機関の栄養士と連携し、退院後の栄養管理調整を行った場合。
	2割	475円/回	
	3割	712円/回	
退所前訪問相談援助加算	1割	546円/回	退所前30日以内に居宅を訪問し、相談援助を実施した場合。
	2割	1,091円/回	
	3割	1,636円/回	
退所後訪問相談援助加算	1割	546円/回	退所後30日以内に居宅を訪問し、相談援助を実施した場合。
	2割	1,091円/回	
	3割	1,636円/回	
退所時相談援助加算	1割	475円/回	退所時、退所後の福祉サービスについて相談援助を実施し、市等に文書を添えた情報提供を実施した場合。
	2割	949円/回	
	3割	1,423円/回	
退所前連携加算	1割	593円/回	退所時、指定居宅介護支援事業者に対して、文書を添えた情報提供、サービス調整を実施した場合。
	2割	1,186円/回	
	3割	1,779円/回	
栄養マネジメント強化加算	1割	13円/日	低栄養状態のリスクが高い入居者に対し、入居者ごとの栄養状態、嗜好等を踏まえた食事調整を実施且つ、入居者ごとの栄養状態等の情報を厚労省に提出し、必要な情報を活用した場合。
	2割	26円/日	
	3割	39円/日	
経口移行加算	1割	34円/日	医師の指示に基づき、経管により食事を摂取している入所者に経口移行計画を作成し、栄養管理及び支援を実施した場合。
	2割	67円/日	
	3割	100円/日	
経口維持加算(Ⅰ) レントゲン造影等	1割	475円/月	医師又は歯科医師の指示に基づき、誤嚥が認められる入居者に対して、多職種で食事の観察・会議等を行い、経口維持計画を作成し、栄養管理を実施した場合。
	2割	949円/月	
	3割	1,423円/月	
経口維持加算(Ⅱ) 水のみテスト	1割	119円/月	協力歯科医療機関を定め、誤嚥が認められる入居者に対して経口維持加算(Ⅰ)において行う食事の観察・会議等に医師又は歯科衛生士等が加わった場合。
	2割	237円/月	
	3割	356円/月	
個別機能訓練加算(Ⅰ)	1割	15円/日	個別機能訓練計画に基づきサービス提供した場合。
	2割	29円/日	
	3割	43円/日	
個別機能訓練加算(Ⅱ)/月	1割	24円/月	個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、データベースから必要な情報を活用した場合。
	2割	48円/月	
	3割	72円/月	
生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1割	119円/月	外部のリハビリテーション専門職等と連携し、助言を受けて個別機能訓練計画を作成をした場合。
	2割	237円/月	
	3割	356円/月	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1割	119円/月	外部のリハビリテーション専門職等が訪問して個別機能訓練を行う場合。
	2割	237円/月	
	3割	356円/月	
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	1割	107円/月	口腔衛生の管理体制を整備し、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、月2回以上口腔衛生に係る助言及び指導を実施した場合。
	2割	214円/月	
	3割	321円/月	

口腔衛生管理加算 (Ⅱ)	1割	131円/月	上記(Ⅰ)且つ、口腔衛生の管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用した場合。
	2割	261円/月	
	3割	392円/月	
療養食加算	1割	8円/食	医師の指示書のもと療養食を提供した場合。 食事ごとに算定する。
	2割	15円/食	
	3割	22円/食	
配置医師緊急時対応加算(早朝・夜間)	1割	771円/回	配置医師が施設の求めに応じ、早朝・夜間に施設を訪問し入居者の診療を行った場合。早朝・夜間(午前6時から午前8時、午後6時10時まで)
	2割	1,542円/回	
	3割	2,312円/回	
配置医師緊急時対応加算(深夜)	1割	1,542円/回	配置医師が施設の求めに応じ、深夜に施設を訪問し入居者の診療を行った場合。深夜(午後10時から午後6時まで)
	2割	3,083円/回	
	3割	4,624円/回	
看取り介護加算(Ⅰ)1	1割	3円/日	24時間連絡体制確保、看取り指針策定、家族説明、同意、家族と多職種共同でのケア過程を記録し、職員研修等を実施の場合。 死亡日以前31日以上45日以下
	2割	5円/日	
	3割	8円/日	
看取り介護加算(Ⅰ)2	1割	171円/日	上記条件を実施。 死亡日以前4日以上30日以下
	2割	342円/日	
	3割	513円/日	
看取り介護加算(Ⅰ)3	1割	807円/日	上記条件を実施。 死亡日の前日、前々日
	2割	1,613円/日	
	3割	2,419円/日	
看取り介護加算(Ⅰ)4	1割	1,518円/日	上記条件を実施。 死亡日の当日
	2割	3,035円/日	
	3割	4,553円/日	
看取り介護加算(Ⅱ)1	1割	3円/日	配置医師と緊急時の対応方法を取り決め、複数の医師配置又は配置医師と協力医療機関の医師が連携し、必要時24時間対応できる体制。 死亡日以前31日以上45日以下
	2割	5円/日	
	3割	8円/日	
看取り介護加算(Ⅱ)2	1割	171円/日	上記条件を実施。 死亡日以前4日以上30日以下
	2割	342円/日	
	3割	513円/日	
看取り介護加算(Ⅱ)3	1割	925円/日	上記条件を実施。 死亡日の前日、前々日
	2割	1,850円/日	
	3割	2,775円/日	
看取り介護加算(Ⅱ)4	1割	1,874円/日	上記条件を実施。 死亡日の当日
	2割	3,747円/日	
	3割	5,620円/日	

在宅復帰支援機能加算	1割	12円/日	ご家族と連絡調整を実施し、指定居宅介護支援事業所に対し情報提供、必要な調整を実施している場合。
	2割	24円/日	
	3割	36円/日	
在宅・入所相互利用加算	1割	48円/日	在宅生活を継続できるような複数の利用者で在宅期間および入所期間を定め、施設の居室を計画的に利用した場合。
	2割	95円/日	
	3割	143円/日	
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	1割	4円/日	認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が50%以上、「認知症介護実践リーダー研修」修了者等を必要数配置し、認知症ケア向上の取り組みを施設として行った場合。
	2割	8円/日	
	3割	11円/日	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	1割	5円/日	上記(Ⅰ)の要件を満たし、「認知症介護指導者養成研修」修了者等を1名以上配置した場合。
	2割	10円/日	
	3割	15円/日	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	1割	238円/日	医師が緊急に、入所が適当であると判断した場合。(入所日から7日を限度)
	2割	475円/日	
	3割	712円/日	
若年性認知症受入加算	1割	143円/日	若年性認知症の方を受け入れ、個別に担当者を決めサービス提供した場合。(65歳の誕生日前々日まで算定)
	2割	285円/日	
	3割	427円/日	
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	1割	4円/月	褥瘡発生と関連のある項目について定期的な評価を実施し、その結果に基づき計画的に管理されている場合。
	2割	8円/月	
	3割	11円/月	
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	1割	16円/月	褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)において、施設入居時等の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者等について褥瘡の発生がない場合。
	2割	31円/月	
	3割	47円/月	
褥瘡マネジメント加算(Ⅲ)	1割	12円/月	現行の加算を算定する事業所に経過措置を設定
	2割	24円/月	
	3割	36円/月	
排泄支援加算(Ⅰ)	1割	12円/月	排泄に介護を要する方に対し、多職種で支援計画を作成し、その計画に基づき支援した場合。
	2割	24円/月	
	3割	36円/月	
排泄支援加算(Ⅱ)	1割	18円/月	排せつ支援加算(Ⅰ)において、適切な対応を行うことにより、対象者の排せつ状態が改善した場合。
	2割	36円/月	
	3割	54円/月	
排泄支援加算(Ⅲ)	1割	24円/月	排せつ支援加算(Ⅰ)の算定要件を満たしている施設等で、適切な対応を行うことで、要介護状態の軽減が見込まれる場合。
	2割	48円/月	
	3割	72円/月	
排泄支援加算(Ⅳ)	1割	119円/月	現行の加算を算定する事業所に経過措置を設定
	2割	237円/月	
	3割	356円/月	
自立支援促進加算	1割	356円/月	自立支援のために医師が関与して医学的評価とそれに伴う支援計画を策定し、取り組みを厚生労働省に提出して必要な情報を活用した場合。
	2割	712円/月	
	3割	1,067円/月	
ADL維持等加算(Ⅰ)	1割	36円/月	利用者のADLを厚生労働省の評価スケールに基づいて提出し、評価対象利用者ADLの維持改善の数値が適合した場合。
	2割	72円/月	
	3割	107円/月	
ADL維持等加算(Ⅱ)	1割	72円/月	評価対象利用者ADLの維持改善の数値が、基準値以上であった場合。
	2割	143円/月	
	3割	214円/月	

- ※ 上記全ての金額につきまして介護職員処遇改善加算Ⅰ(所定単位数×8.3%の1割から3割負担分)と、介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ(所定単位数×2.7%の1割から3割負担分)の金額が含まれています。また、端数処理等で、数円の誤差が生じる場合がございますので、ご了承ください。
- ※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額にあわせてご契約者の負担額を変更します。
- ※ 一時外泊については、外泊期間中、日数分の食事に係る負担額は徴収いたしません。
- ※ 加算料金表については、加算適用条件が整い、指定が得られたものについては、今後追加してご負担いただくこととなります。そのような場合には事前にその内容と負担額の変更について通知いたします。
- ※ 外泊時、入院時に上記料金はかかりません。その代わりに外泊又は入院をした場合(初日と最終日を除いた6日間、月をまたぐ場合は最長12日間)は1日につき、1割負担は292円、2割負担は584円、3割負担は875円のご負担を頂きます。
- ※ 保険者(市区町村)への申請により介護保険負担額の認定を受けている方は、居住費・食費に対して、所得に応じ下記のような利用負担の減額があります。

【居住費の所得段階別負担限度額】

居室区分	負担限度額			基準費用額 第4段階
	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階	
従来型個室	320円	420円	820円	1,171円
多床室	0円	370円	370円	855円

【食費の所得段階別負担限度額】

	負担限度額				基準費用額 第4段階
	利用者負担 第1段階	利用者負担 第2段階	利用者負担 第3段階①	利用者負担 第3段階②	
食費(1日あたり)	300円	390円	650円	1,360円	1,445円

【2】介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条、第6条参照）

以下のサービスは、利用料金(消費税込)の全額がご契約者の負担になります。

＜ サービスの概要と利用料金 ＞

① 契約者が使用する居室料(1日あたり)

ご契約者が利用する多床室、従来型個室を提供します。

利用料金：居室に係る料金は居室の概要での居室別料金表を参照下さい。

② 契約者の食事の提供

ご契約者栄養状態に適した食事を提供します。

利用料金：1日あたり 1,500円 別紙『サービス利用料金表』を参照下さい。

③ 貴重品の管理及び、日常生活費等の管理代行

(1) 重要書類管理サービス

入居期間中、ご契約者の介護保険証、医療保険証、限度額認定証、障害者手帳、その他施設で指定するものは生活上の利便性を考えて無料でお預かり致します。

(2) 預かり金管理サービス

預金通帳、印鑑、有価証券等は原則としてお預かり致しません。事情により身元引受人での管理が困難な場合に限り、別途『預かり金管理規定』に基づきお預かり致します。但し、ご契約者の権利擁護の観点から成年後見人制度の活用をお勧めします。

- 管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預けている預金
- お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑
- 保管管理者：施設長
- 出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

(ア) 預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者に提出していただきます。

(イ) 保管管理者は上記の届出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。

(ウ) 保管管理者出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付いたします。

- 利用料金：1ヵ月当り 1,500円（非課税）

(3) 立て替え金の利用

ご契約者の日常生活において費用支払いに関する便宜を図るため、施設の用意する立て替え金をご利用頂けます。施設の立て替えた費用については、翌月の施設の指定する日に利用料と一緒に一括してご請求致します。

④ 個別の希望による外出、レクリエーション、クラブ活動

ご契約者個別の希望による外出やレクリエーション、クラブ活動に参加できるよう支援いたします。

○ 利用料金： 外出時にかかる費用、活動材料代等の実費をいただきます。

主なレクリエーション行事予定 [例]

	行事とその内容
5月 6月	外出 (陽気も良くなり、園外に出て、気分転換や社会的交流を図ります。)
7月 8月	夏祭り (ご家庭、住民、保育園児を招き、花火や夜店などを楽しめます。)
9月	敬老会 (ご家族にも参加して頂いて、敬老の式典・祝賀会を催します。)
10月 11月	外出 (秋晴れの下、園外に出て、気分転換や社会的交流を図ります。)
12月	クリスマス会 (共にクリスマスをお祝いします。) 餅つき大会 (ボランティアと餅つきをします。)
1月 2月	新年会 (おせち料理をいただき、新年をお祝いします。)
3月 4月	お花見 (園周辺や車で桜を鑑賞します。)

○ クラブ活動 ・書道 ・朗読会 など

⑤ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合は実費相当分として下記の金額をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑥ 通信費

ご契約者の諸手続きの代行やご希望時の書類送付にかかる郵便料金(実費)また、書類FAXにかかる送受信料金(10円)となります。

⑦ 支払い証明書

原則、利用料領収書の紛失などによる領収書の再発行は出来ません。領収書の再発行はできませんが、代わりに支払い証明書を発行させていただきます。

発行手数料 1,000円/回(税別)

⑧ その他の日常生活費

日常生活に要する費用で、衣服・スリッパ・歯ブラシ・タオル・入浴用品等、日常生活品については、ご利用者又はご家族でご準備下さい。

但し、ご希望される場合には、当施設でも準備出来ます。その際は、便宜上係る経費として実費相当額をご負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。

詳細につきましては、別紙『日常生活費にかかる同意書』をご確認下さい。

⑨ 園内喫茶

園内喫茶が行われる日には、ご希望によりご利用できます。

コーヒー、紅茶、飲み物は50円(内税)で提供いたします。

⑩ 園内葬儀について

ご希望により園内での前夜式（お通夜）、告別式をキリスト教式でお手伝いいたします。

会場使用料金：5万円 別途葬儀料：(葬儀会社)

⑪ 駐車利用金

通院や入院の際、有料でかかる駐車場を利用した場合は、1回につき実費をいただきます。

⑫ 契約書第21条に定める所定の料金

ご契約者が、本来の契約終了も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金。

⑬ 宝塚市外の病院等を受診された場合の交通費について

定期受診や緊急の受診の際に宝塚市外に受診された場合の交通費につきましては実費をいただきます。

【3】 利用料金のお支払い方法（契約書第6条参照）

利用料金のお支払いは1ヵ月ごとに計算し、請求します。翌月末日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

(1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア、指定口座への振込み

イ、金融機関口座からの自動引落とし

ご利用できる金融機関：銀行 信用金庫 郵便局

(4) 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察を義務づけるものでもありません。）

① 協力医療機関

医療機関の名称	宝塚エデンの園附属診療所
所在地	宝塚市ゆずり葉台3丁目1-1
診療科	内科

② 協力精神科医療機関

医療機関の名称	森田医院
所在地	宝塚市川面5丁目8-5
診療科	心療内科

③ 協力歯科医療機関

医療機関の名称	山口歯科
所在地	西宮市田中町3-1 エイヴィスプラザ203

9. 施設を退所して頂く場合（契約の終了について）

当施設との契約では契約が終了する期間は特に定めておりません。したがって以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することが出来ますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合は、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくこととなります（契約書第15条参照）

- ① 契約者が死亡した場合。
- ② 要介護認定により、ご契約者の心身の状況が要介護3未満と認定された場合。
ただし、特例入所の要件に該当すると判定された場合は、引き続き契約の継続ができません。
- ③ 要介護認定により、ご契約者の心身の状況が自立又は要支援と判断された場合。
- ④ 事業者が解散した場合、破産した場合又やむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合。
- ⑤ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑥ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
- ⑦ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）。
- ⑧ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください）。

(1)ご契約者から退居の申し出（中途解約、契約解除）（契約書第16条第17条参照）

契約の有効期間内であっても、ご契約者から当施設に退居を申し出ることができます。その場合には、退居を希望する日の7日前までに、解約・解除届出書をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退居することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合。
- ② ご契約者が入院された場合。
- ③ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合。
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合。
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合。

(2)事業者からの申し出により退居していただく場合（契約解除）(契約書第18条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時に際して、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、相当期間定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合。
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ ご契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいは、契約者が重大な自傷行為を繰り返す等、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ⑤ ご契約者が、連続して3ヶ月を越えて病院又は診療所に入院すると見込まれた場合もしくは入院した場合
- ⑥ ご契約者が、介護老人保健施設に入所もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
→ ご契約者が病院等に入院された場合の対応について(契約書第20条参照)
- ⑦ 暴力団関係者による不当な行為の防止等に関する法律(兵庫県暴力団排除条例・兵庫県条例第35号)に基づき、利用者及び身元引受人等が暴力団関係者又は、暴力団関係者との利害関係者であることが判明した場合。また、施設をその事務所その他の活動の拠点に供した場合。

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

① 3ヶ月以内の入院の場合



当初から3ヶ月以内の退院が見込まれて、実際に3ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設入所することができます。
しかし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合など、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない時は、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。

② 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合



3ヶ月を越えて入院が見込まれる場合には、契約を解除する場合があります。但し、契約を解除した場合であっても3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に入所できるよう努めます。しかし、当施設が満室の場合には、短期入所生活介護（ショートステイ）を利用できるように努めます。

③ 3ヶ月を越えて入院した場合



3ヶ月を越えて入院した場合には、契約を解除する場合があります。この場合には、当施設に再び優先的に入所することはできません。

< 入院期間中の利用料金 >

入院期間中、居室を確保する場合は、入院期間中も引き続き当該居室の居住費を支払っていただきます。

(3)円滑な退所のための援助（ 契約書第19条参照 ）

ご契約者が当施設を退所する場合は、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行ないます。

- 病院もしくは診療所または介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業所の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

また、契約書第18条の事業者からの解除による退所の場合にも、相応の努力をいたします。

10. 身元引受人（契約書第22条参照）

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人をご指定下さい。身元引受人は、民法（債権法）に定める連帯保証人としての責務を負っていただきます。
- (2) 身元引受人には、これまで最も身近にいて、ご契約者のお世話をされてきた家族や親族に就任していただくのが望ましいと考えておりますが、必ずしも、これらの方に限る趣旨ではありません。
- (3) 身元引受人は、ご契約者の利用料等の経済的な債務については、契約者と連帯して、その債務の履行義務を負うこととなります。身元引受人の負担は、限度 120 万円とします。また、こればかりでなく、ご契約者が医療機関に入院する場合や当施設から退所する場合においては、その手続きを円滑に遂行するために必要な事務処理や費用負担などを行ったり、更には、当施設と協力、連携して退所後のご契約者の受入先を確保するなどの責任を負うこととなります。
- (4) ご契約者が入所中に死亡した場合においては、そのご遺体や残置品（居室内に残置する日常生活品や身の周り品等であり、又高価品は除外します。）の引取り等の処置についても、身元引受人がその責任で行う必要があります。貴重品として、施設で預かっている物、並びに、金銭や預金通帳や有価証券その他高価品などは残置品には含まれず、相続手続きに従って、その処置を行うこととなります。また、ご契約者が死亡されていない場合でも、入所契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の残置品をご契約者自身が引き取れない場合には、身元引受人にこれを引き取っていただく場合があります。これらの引き取り等の処置にかかる費用については、ご契約者または、身元引受人にご負担いただくこととなります。
- (5) 身元引受人が死亡されたり破産宣告を受けられた場合には、事業者は新たな身元引受人をたてていただくようお願いいたします。
- (6) 身元引受人がご希望された場合には、利用料金の変更、施設サービス計画の変更などについてご通知させていただきます。

11. 苦情の受け付けについて

(1) 当施設における苦情の受け付け

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口

[氏名] 森 大吾

[職名] ケアサービス課 課長補佐

[電話] 0797-71-1151

[FAX] 0797-77-3072

受付時間 毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時

○第三者委員

[氏名] 岩間 洋 (宝塚栄光教会 牧師)

[氏名] 岸本 和夫 (一般財団法人 宝塚市保健福祉サービス公社)

○苦情解決責任者

[園長] 萬雲 房美

なお、苦情の受付窓口は、受付担当者となります。また、第三者委員は苦情解決を円滑に図るため双方への助言や話し合いへの立会いなどいたします。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険連合会	所在地 神戸市中央区三宮1-9-1 1801号 電話 078(332)5617 FAX 078(332)5650 受付時間 午前9時～午後5時15分 月曜日～金曜日
宝塚市 介護保険課 給付担当	所在地 宝塚市東洋町 1-1 電話 0797(77)2136
第三者委員	専門の投書用紙に、第三者委員の立ち会いを希望する旨を明記してお申し出ください。

12. サービス提供における事業者の義務 (契約書第8条、9条参照)

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携の上、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、運営規定に基づいて定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともにご契約者の請求に応じて閲覧させ、複写を交付します。

ただし、複写費用については、重要事項説明書記載のコピー代をいただきます。

- ⑥ ご契約者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為は行ないません。
ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなどして、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
ただし、ご契約者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
また、ご契約者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、ご契約者の同意を得ておこないます。

13. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持込み制限

入所にあたり、共同生活に支障をきたすような物の持ち込みは制限させていただきます。

(2) 面会

面会時間 原則として 午前9時00分～午後9時00分

来訪者は、原則としてその都度玄関先に備え付けの面会簿に記名してください。

(3) 外出・外泊（ 契約書第23条参照 ）

外出・外泊をされる場合は、2日前にお申し出下さい。

葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。

(4) 食事

食事は、1日単位でご精算させていただきます。

食事が不要な場合は、前日までに申し出ください。前日までに申し出があった場合には、前記 8（1）（サービス利用料金表記載参照）に定める

「 食事に係る自己負担額 」は徴収いたしません。

(5) 施設・設備の使用上の注意（ 契約書第10条、11条）

○ 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○ 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者の自己負担により現状に復していただくか、又は、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。

但し、その場合、ご本人のプライバシー等について、十分な配慮を行います

○ 当施設の職員や他の入所者にたいして、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(6) 喫煙

施設内では喫煙はできません。

14. 事故発生時の対応について

事故が発生して場合には、契約者やその家族に対して速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。また、宝塚市介護保険課に、事故の詳細について速やかに報告します。

15. 緊急時の対応

サービス提供中に、ご契約者に緊急の事態が発生した場合、医療機関に契約者の状態を連絡するとともに、必要な対応を行います。

16. 損害賠償について（契約書第12条、13条参照）

- (1) 当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。
但し、その損害発生について、契約者側に故意又は過失が認められる場合において契約者の置かれた心身の状況を考慮して相当と認められるときは、事業者の賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 事業者は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は賠償責任を免れます。
 - ① 契約者(その家族、身元引受人等も含む)が、契約締結に際し、契約者の心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - ② 契約者(その家族、身元引受人等も含む)が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行なったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
 - ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行なった行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

17. 重要事項の変更について

重要事項説明書の内容が変更する場合、記載事項の変更点を文書にてお知らせいたします。また、料金等が変更になる場合には、文書にてお知らせし、同意書にて確認させていただきます。

年 月 日

指定介護老人福祉施設での入所サービスの提供に際して、本書に基づき重要事項説明書の説明を行いました。

事業者 所在地 宝塚市ゆずり葉台3丁目1番2号

名称 指定介護老人福祉施設 宝塚栄光園

施設長 萬雲 房美

説明者氏名

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者（利用者）

〒
住所

氏名

Ⓔ

私は、契約者が事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意したことを確認しましたので、身元引受人である私が、契約者に代わって署名いたします。

身元引受人

〒
住所

氏名

Ⓔ

（契約者との続柄）

立会人

〒
住所

氏名

Ⓔ

（契約者との続柄もしくは関係）